

ハードウェア保守業務契約書

Vertiv® Corporation（以下「Vertiv」という）のハードウェア（以下「ハードウェア」という）をお買い上げいただきありがとうございます。Vertivでは、このVertivハードウェア保守業務契約書の条件に従って、特定のVertiv製ハードウェア（電源コード、ケーブル、付属品を除く）のハードウェア保守サービスを提供します。ハードウェア保守サービスを購入することで、お客様が以下の条件に同意するものとみなされます。

1. 定義

- 1.1. 「**契約書**」とは、この「Vertivハードウェア保守業務契約書」を意味する。”
 - 1.2. 「**機密情報**」とは、本製品およびVertivの知的財産権に関連するすべての機密情報、ならびにVertivの事業に関連するすべての機密情報（媒体を問わず）を意味する。
 - 1.3. 「**文書**」とは、本ソフトウェアに関連してVertivが提供する書面および/またはオンライン資料を意味する。
 - 1.4. 「**発効日**」とは、お客様が本ハードウェアのハードウェア保守を購入した日を意味し、本書セクション6に記載されている待機期間に依存する可能性がある。
 - 1.5. 「**有効期限**」とは、ハードウェア保守の有効期限が切れる日を意味する。有効期限は、お客様が購入される1年、2年、3年、4年、または5年のオプションに対応しており、ハードウェア購入日またはハードウェア出荷日のいずれか早い方の1年後、2年後、3年後、4年後、または5年後の応当日として決定される。
 - 1.6. 「**知的財産権**」には、特許、特許出願、商標（登録または未登録）、著作権、企業秘密、データベース権、ソースコード、デザイン（登録または未登録）、機密情報またはノウハウ、または世界中のどこにでも存在する同様の性質の権利が含まれるが、これらに限定されない。
 - 1.7. 「**ハードウェア保守**」とは、本契約に従ってVertivが提供するハードウェア保守サービスを意味する。ハードウェア保守の利点およびサービスに対してVertivが実施する変更は、www.VertivCo.com にオンラインで反映される。
 - 1.8. 「**ハードウェア保守パッケージ**」とは、お客様が購入したハードウェア保守サービスのパッケージ（SilverまたはGold）を意味する。
 - 1.9. 「**製品**」とは、ハードウェアおよび文書を意味する。
 - 1.10. 「**RMA**」とは、返品承認（Return Materials Authorization）を意味する。
2. **ハードウェア保守サービスについて。**本契約の期間中、Vertivは、お客様が購入したハードウェア保守パッケージと一致する以下のハードウェア保守サービスをお客様に提供する。
- 2.1. SilverおよびGoldの保守パッケージで4年間有効のオプションを購入した場合、Vertivはハードウェア保証期間を2年延長する。
 - 2.2. Vertiv は、通常の営業時間内に電話または電子メールでテクニカル・サポートを提供する。Silverのお客様の場合、電話によるサポートは通常の営業時間内とし、Goldのお客様の場合、電話によるサポートは24時間365日（英語のみ）とする。現地のカスタマー・サポート番号については、www.Vertiv.com/support を参照のこと。
 - 2.3. Vertivは、VertivのRMAプロセスに従って、お客様の製品を修理または交換する。SilverおよびGoldのお客様は、翌営業日のRMAサービスを受けられることができる。

VertivCo.com | Vertiv Headquarters, 1050 Dearborn Drive, Columbus, OH, 43085, USA

2.4. Vertivは、SilverおよびGoldのお客様に先出し交換サービスを提供する。Vertivが製品の先出し交換を進めるためのオプションを行使した場合、Vertivはお客様に新品、再生品、または同等のモデルのユニットを無料で送付する。お客様は、Vertivカスタマー・サポートから、Vertivにユニットを返送するよう指示され、RMA番号が与えられる。Vertivは、通常の営業日の午後2時より前に該当する地域のVertivカスタマー・サポート・センターで受信したすべての要求に対して、交換品を当日発送するための合理的な努力を行う。午後2時より後に受信した要求については、Vertivは翌営業日に発送するように合理的な努力を行う。Vertivのデフォルトの出荷方法は、当社が選択した宅配業者を使用した翌日配送とする。税関、関税、およびお客様の所在地での受領過程など、Vertivの管理を超えた状況は実際の配送時間に影響を与える可能性がある。お客様は交換用ユニットを受領後、お客様の費用負担で、配送時と同じ梱包箱に元の製品を入れ、梱包箱の外側にRMA番号を明記した上で、指定されたVertivの場所にVertivに返送する義務がある。交換用ユニットの受領から14日以内に元の製品を返品しない場合、交換用ユニットの代金が製品の現在の定価で請求される。メディア保持付きGoldハードウェア保守を購入した場合、故障したユニットを返却する必要はないが、交換ユニットを受け取ってから30日以内に故障したユニットの破壊証明書を提出しなければならず、これを怠った場合は交換用ユニットの代金が製品の現在の定価で請求される。

2.5. ハードウェアの問題をVertivに通知する場合は、問題の例、問題が発生した状況、システム構成の説明、および問題の生成または再現に必要な手順をVertivに提供しなければならない。

2.6. **責任制限について。** Vertivは、以下の結果として欠陥の生じたハードウェアの技術サポートの提供、修理または交換を行う義務を負わないものとする。(i)事故、乱用または誤用、(ii)電力サージ、水との接触または自然災害（雷を含む）、(iii)文書に規定されていない環境条件または構成でのハードウェアの操作、(iv)ハードウェアとともにお客様に提供された文書に従って、または本契約の期間中にハードウェアを保守しなかったお客様の重大な不履行、(v) VertivまたはVertivが権限を与えた第三者以外によるハードウェアの保守、および (vi) **お客様自身またはお客様のために行われたハードウェアの変更などを含む、Vertivがお客様に引き渡したハードウェアとは無関係の原因。**

3. 保証と免責事項

3.1. Vertivの各従業員が、適切な能力と専門的な方法で当該サービスを実行するために必要なスキルを有しトレーニングを修了していることを表明する。

3.2. お客様の製品の限定保証については、製品に同梱されている限定保証書に記載されている内容とする。お客様は、1つまたは複数のハードウェア保守パッケージを購入することで、限定保証の適用範囲を合計4年間まで拡大することができる。その場合、例えば、ハードウェア保守は、本製品を購入した日から最大4年間となる。限定保証およびハードウェア保守は、以下の条件を満たすことが条件となる。

(i) 本ハードウェアに適用される限定保証期間が満了する前に適用されるサービス料をVertivが受領すること、(ii)欠陥が疑われる、あるいは発生した本ハードウェアの故障の説明を、欠陥が発見された後、実用的な範囲で速やかにVertivに提出すること、および (iii) Vertivカスタマー・サポートが欠陥を検証すること。

3.3. 法律で認められている最大限の範囲で、VERTIV CORPORATIONおよびその関連会社は、本ハードウェアおよび文書に関して、明示的、黙示的、または規定的を問わず、その他のすべての保証および条件を否認し、これには、商品性、特定または意図された目的への適合性、非侵害性および権利の黙示的保証も含まれるが、これらに限定されない。本限定保証はお客様に特定の権利を与え、お客様は州によって異なるその他の権利を有することができる。

3.4. いかなる場合においても、VERTIVは、本契約、VERTIVによって提供されたサービス、またはハードウェアに起因または関連して発生した、間接的、偶発的、特殊、または派生的な損害または利益の損失について、VERTIVがその可能性を知らされていたか、またはその可能性を知っていたか、または知っていたはずであったとしても、お客様に対して責任を負わないものとする。本契約に基づきVERTIVに責任があった場合の限度額は、いかなる場合でも、本契約に基づくハードウェア保守のためにVERTIVに支払われた合計金額を超えることはない。

3.5. 州によっては、黙示的保証の制限および/または付随的、結果的、または特別な損害の除外を認めていない場合があるため、上記の制限または除外が適用されない場合がある。

3.6. **お客様の法的救済について。** ハードウェアに関する本契約に基づくVertivの全責任およびお客様の唯一の法的救済は、Vertivの選択により、該当するハードウェアの修理または先出し交換のいずれかとする。

4. **機密保持について。** お客様がVertivの機密情報を受け取った場合、お客様は、知る必要があり、本書セクション4を遵守する必要がある組織内の者以外

外には、当該機密情報を開示しないものとする。お客様は、本契約書の条件に矛盾する目的で Vertivの秘密情報を使用しないものとする。機密情報に以下は含まれない。(i) 開示前に公知の情報、(ii) 守秘義務なしに合法的に入手した情報、および(iii) 規制措置または裁判所の命令に基づき開示が必要な情報であり、開示の要求に対する十分な事前の書面による通知がVertivに与えられている場合。

5. **所有権について。**Vertivおよび/またはそのライセンサーまたはサプライヤーは、本製品のすべての知的財産権を所有しており、今後も所有し続けるものとする。
6. **契約期間および契約の終了について。**本契約書の本来の期間は、発効日に開始し、有効期限で満了する。90日間の限定保証期間の満了後に購入されたハードウェア保守は、60日間の待機期間を経て有効になる。ハードウェア保守期間は最大4年間累積できる。つまり、例えば、1年間の保守オプションを連続して購入することで、最大4年間の保守サービスを受けることができる。ハードウェア保守は譲渡できない。
7. **準拠法について。**アメリカ合衆国のお客様については、本契約書はアラバマ州法に排他的に準拠し、本契約書に基づいて発生した訴訟の裁判地はアラバマ州マディソン郡に限定される。ヨーロッパ、中東、アフリカのお客様については、本契約書はアイルランド共和国法に排他的に準拠し、本契約に基づいて発生した訴訟の裁判地はアイルランド共和国に限定される。アジアおよびアジア太平洋のお客様については、本契約書はシンガポール法に排他的に準拠し、本契約書に基づいて発生した訴訟の裁判地はシンガポールに限定される。
8. **完全合意について。**本契約書、および本製品の限定保証書に記載されている限定保証は、Vertivによるハードウェア保守提供に関する当事者の完全な合意を構成し、本契約書の主題に関する当事者間の書面、口頭、または黙示のすべての事前の合意に取って代わるものとする。本契約書と矛盾する、または本契約書に追加される顧客の注文、注文確認書、またはその他の顧客の用紙上の条件は、いかなる効力も持たないものとする。Vertivは、本契約書の条件を変更する権利を留保する。これには、いつでも予告なしに、責任を負うことなく、選択された製品のハードウェア保守の提供を中止する権利なども含まれる。

本文書「ハードウェア保守業務契約書」は、VERTIV社発行の英語版「HARDWARE MAINTENANCE AGREEMENT」の和訳であり、契約書そのものは英語版を正とする。